

令和元年第4回大木町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 令和元年9月20日（金） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	9番	徳永伸行
2番	野口裕子	10番	古賀知文
3番	原田勝	11番	小畠裕司
5番	古賀靖子	12番	中島宗昭
6番	北島好昭	13番	中島和正
7番	益田隆一		

4. 欠席議員 8番 菰方英二

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	平山浩一	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

- ①財産の取得について
- ②大木町教育委員会委員の任命について
- ③人権擁護委員候補者の推薦について
- ④平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について（各決算審査特別委員会付託）
- ⑤平成30年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（第2決算審査特別委員会付託）

- ⑥平成30年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(第2決算審査特別委員会付託)
- ⑦平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について(第1決算審査特別委員会付託)
- ⑧町道の路線の廃止について(総務建設産業常任委員会付託)
- ⑨町道の路線の認定について(総務建設産業常任委員会付託)
- ⑩賀詞の奉呈について
- ⑪大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑫大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑬諸般の報告
- ⑭会議録署名議員の指名について

追加日程

- ①緊急質問

8. 議事

議長　それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

9月定例会もいよいよ最終日となりました。本日、メインとしては各決算審査特別委員会の委員長報告というふうなことで、両委員長におかれましては、多くの時間をかけて委員長報告の案文をつくられておると思いますので、執行部の皆さんは、それをしっかりと受けとめていただければというふうに思っております。

それでは、ただいまの出席議員11名、したがいまして、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

なお、本日も、8番、菰方英二議員は病気療養のため欠席です。

ただいまから第4回定例会4日目を開会いたします。

また、本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第１、議案第４８号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第４８号財産の取得について。

次のように財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年９月２０日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第４８号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

本案は、防災行政無線戸別受信機４５０台を取得することについて、西日本電信電話株式会社福岡支店と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第９６条第１項第８号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第48号財産の取得について説明をいたします。

現在、地震や風水害時の避難時の緊急情報を町民に伝達する手段として、防災行政無線、メール配信並びに消防団及び広報車両により周知をしておりますが、近年、集中豪雨や台風などの風水害が多発する中、身体的機能の低下などにより避難等の緊急情報を覚知しにくいと思われます。75歳以上で構成される世帯への伝達手段の拡大を図るため、防災行政無線戸別受信機450台を取得するものでございます。

追加しました参考資料の1ページをお願いいたします。

今般の防災行政無線戸別受信機購入事業の入札は、事後審査型条件付指名競争入札を行い、8月20日に開札し、現在、仮契約を締結しているところでございます。その結果、消費税等の税抜き金額832万5,000円を提示しました西日本電信電話株式会社福岡支店を落札予定の第1順位者として決定したものでございます。

防災行政無線戸別受信機は、使用の用途が限定されるため、一般の店頭には流通をしておらず、製造メーカーは発注者からの受注生産を行っており、その取り扱い業者が限定されることから、今般の入札では大木町入札参加資格者名簿に機械器具—通信機器で登録され、自治体への納入実績のある5社を指名して入札を行ったものでございます。

なお、入札を辞退されました4社に対し、辞退の理由を問い合わせたところ、1社は自社製品のみを取り扱っているため対応ができないということ、1社は納期に間に合わないということ、残り2社については、他の受注状況や本事業での利益を考慮した結果、辞退したとのことであります。

以上のことから、1社のみの入札ではございますが、適切な入札が行われたものと判断をしております。

財産の取得につきましては、地方自治法及び大木町条例の規定により、予定価格700万円以上のものについては議会の議決に付さなければなりませんので、提案をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

日程第１、議案第４８号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第４８号本案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第２、議案第４９号大木町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第４９号大木町教育委員会委員の任命について。

次の者を大木町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年９月２０日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第49号大木町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町教育委員会委員の野口雅弘氏の任期が本年11月6日をもって満了することから、同氏を同委員に再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

日程第2、議案第49号大木町教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第49号大木町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

ここで本人が議場にお見えだということでございますので、挨拶を求めたいと思います。

野口雅弘氏 ただいまご紹介をいただきました野口雅弘と申します。本日は、議会の皆様方にご同意をいただきまして、教育委員としての任を拝命することとなりました。心よりお礼申し上げます。

私は、これまで8年間、教育委員として務めさせていただき、いろんな経験をさせていただいた中で、学校教育、社会教育、いろんなものを見させていただいて、それなりに知識も少しは得ることができましたけれども、これから、教育委員会の中を見てみますと、教育の専門家である先生方もいらっしゃいますので、私の役割を考えてみますと、住民目線に立った、そして保護者目線、そういったところで、また大木町の教育を見ていきたいというふうに思っており

ます。

本日は、本当にご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

議長　それでは、日程第３、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年９月２０日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の岡崎悟氏の任期が本年１２月３１日をもって満了することから、新たに境洋一氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、特に意見はないという意見とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、そのように町長に意見を送付いたします。

日程第4、議案第39号平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月5日に決算審査特別委員会に付託されておりましたので、各決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

まず、第1決算審査特別委員会、徳永伸行委員長。

徳永委員長　令和元年第4回大木町9月定例議会に提案されました議案第39号平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、第1決算審査特別委員会に付託されました総務課、企画課、会計課、税務町民課、建設水道課、産業振興課、農業委員会、議会事務局の6課1局1委員会の決算審査を9月9日より第3会議室にて、順次各課局の担当課長、局長及び係長の出席を求めて審査いたしました。

本会議の中で、一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果、さらに監査委員による決算審査意見書等で既に報告済みではありますが、詳細なる説明を求め、審査を実施したところであります。

まず、一般会計の決算概要を申しますと、平成30年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額67億9,433万9,000円、歳出総額65億5,147万円、差引残額2億4,286万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1,926万7,000円、実質収支額は2億2,360万2,000円の黒字であります。ふるさと納税が大幅に増加したことが大きく貢献しており、実質収支が良好な結果になったことは評価すべきである。次年度も、ふるさと納税が10億を超えるとは考えられない。今後、予想される地方交付税の削減傾向からも、計画的な施策の実施と効果的な予算の執行に努められ、今後とも健全な財政運営を堅持されることを期待しております。

翌年度繰越額については1億695万4,000円で、主なものは、担い手確保・経営強化支援事業536万6,000円、自転車歩行者道路整備事業費3,794万円などであります。

また、財政調整基金に1億5,600万円、公共施設整備基金に1億900

万円、土地開発基金に5万7,000円を積み立てております。

次に、平成30年度一般会計の歳入状況は、予算現額67億8,486万円、調定額68億4,467万5,000円、収入済額67億9,433万8,000円、不納欠損額212万8,000円、収入未済額4,820万7,000円となっており、予算現額に対する収入済額は、執行率100.1%となっております。

歳入の特徴は、地方交付税0.9%増、寄附金・ふるさと納税が1,121.5%の増、町税が0.5%の減少、国庫支出金が2.8%減少、県支出金が3.8%の減少となっています。

収入未済額の内訳は、町民税1,555万2,000円、固定資産税2,773万4,000円、軽自動車税246万6,000円、町有水路埋立払下げ収入97万3,000円となっております。

滞納処理については、職員の徴収への努力の跡がうかがわれ、審査意見にもあるとおり、不納欠損額についてはやむを得ないものがありますが、大多数を占める善良な納税者に不満を抱かせるような結果にならないよう、引き続き収納対策の強化を望むものであります。

次に、特別委員会での各課の審査の内容を報告しますが、委員からの質疑、要望、提言等の回答を中心に報告いたします。

まず、総務課。

1、人事評価に関しての財源はどのように処置してあるのか。また、実施することによる問題はないか。平成30年度までは人事評価結果の処遇反映はしていないが、令和元年度から処遇反映を行っている。このため、平成30年度の決算には反映されていない。人事評価結果の処遇反映は、勤勉手当に反映されることになる。賃金、労働条件にかかわることなので、組合との合意の上で

実施している。給料明細の中で評価がどうなっているか、わかるようになって
いる。評価については、課長補佐以下の一般職員は課長が、課長は副町長が評
価を行うが、公平な評価になるよう調整会議を設けて、適正であるか調整する
ようにしている。人材育成のための人事評価であって、萎縮したりすることの
ないよう、メンタル面のケアにも注意を払って、いい方向になるようにしてく
ださい。

2、区長報酬に不用額が発生するのはどうしてか。また、報酬額はどのよう
にして決めているのか。区長配布は重た過ぎることはないのかという問いに対
し、区長報酬は世帯数に応じ、9月と3月に分けて支給している。9月は概算
払いとなって、3月に世帯数調査を行った上で差額を調整して支給している。
そのため、世帯数の変動により不用額が生じている。支給明細を作成している
ため、区長さんは理解しており、問題は生じていない。区長配布は、世帯数が
多いところでは重量が重たくなっているが、今のところ対策は打っていない。
今後、検討していく。

3、高齢者の免許自主返納事業でタクシー利用券を配布しているが、活用状
況はどのような状態か。次年度への持ち越しなどできるのか。また、申請して
もらったものなのに利用しない理由などを調査して、期限を先送りするなど対
策できないか。個人差はあるが、不使用分もかなり出ている。年間48枚を2
年間支給している。有効期限は発行日から1年間となっており、延長はしてい
ない。利用しない理由など具体的な調査は行っていない。この事業は、自主返
納を考えていただくきっかけづくりと考えている。交通機関の発達した都会で
は自主返納はしやすいと思うが、交通機関が十分整備されていない地方では困
難な面もある。地域公共交通のあり方についての検討もしていくようにしたい。
今後、もらった分のタクシー利用券の次年度繰り越しや、申請してもらったは

ずなのに利用しないのはなぜか、調査して対策をしてほしい。有効活用できないか検討してほしい。

4、職員の定年退職後の再任用は、現在どのようにしているのか。希望する人には年金受給年齢まで再任用してほしい。制度当初は、2年間は再任用でスタートし、1年ごと更新している。現在、年金支給年齢が65歳となっているので、希望すれば年金受給年齢65歳までは再任用するようにしている。

5、昨今、各地で大きな災害が多発している。大木町にもドローンクラブなどあるが、町ではドローンの活用はどのように考えてあるのか。大災害において、各地でドローンが活用されているが、大木町は平地であり、災害現場を把握できなくなるような場所はないので、活用するまでには至っていない。大地震など、大規模災害発生時には町全体の把握など必要になるかもしれない。また、ドローンの契約については、団体がいいのか民間業者がいいのか、まだ検討はしていない。事故があった場合の補償や保険の問題など、詳細にわたり検討する必要がある。今後、検討していきたい。

6、平成30年度、消防団員の退職者が18名おられるとのことだが、現在、消防団員の在籍人員は何人で、定員は足りていますか。平成30年度に消防団員資格調査で退職団員が増加した。現在、定員168名に対し161名で、7名の欠員状態である。消防団員のなり手がいない状況であり、消防団のなり手がなく、消防団として活動できなくなった地域もある。このため、消防署に頼っているところが増加してきた。若い方の消防団への入団をお願いします。

7、公共物件敷地借上料が発生しているが、早期に町有にしたほうがいいのではないのか。大莞小学校の一部、健康棟の一部などが借地であるが、更新時に所有者の意向を確認し、買収できるものであれば、予算確保次第、町有化を進めている。今後も実施していく。

総務課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、企画課。

く一みんテレビの加入者はふえているのか。通信業者の採算の面から、独自で新たな光回線が設置されることが望めないことから、く一みんテレビによる高速情報通信の格差解消を図った。今では、NTTのADSLの新規加入も大木町では平成28年から受け付けを中止したとのこと。今後、インターネット接続するには、携帯電話会社のWi-Fiに接続するか、またはく一みんテレビに接続するしか方法がない。そのためか、加入者は順調に伸びている。当初の目標30%以上にはなっている。

2、バス路線の廃止。バス路線の経費は以前のままか。補助の基礎的計算は、運行経費の赤字分を大川市、筑後市、大木町で路線の長さで案分している。令和元年10月1日より、筑後市立病院から水田天満宮まで延伸するよう筑後市から要請があり、実施することになった。若い人の恋木神社への参拝が増加。利用者が増加することが期待される。西鉄電車八丁牟田駅からの利用者も増加するのではないか。利用者がふえれば負担金も減少する。筑後市における路線が伸びる分だけ、本町の負担金の割合も減少する見込みである。

3、ふるさと納税のポータルサイト利用料は、寄附金の額に応じて増減するのか。不用額が出るのは、やむを得ないのか。また、ことしの寄附状況はどのようになっていますか。ポータルサイトの手数料は、ポータルサイト毎に寄附額の5%から10%で契約しており、本年は手数料が1%と10%の2つのサイトで進めている。利用料は寄附額に左右されることになる。また、不用額については、寄附額の見通しが立たず、期限内に支払いができなければ違約金を払うことになる。そのため、どうしても不用額が出ることになる。

4、町長への手紙の回答は確実にされているのか。町長への手紙は、企画課で対応しており、未回答はない。ただ、匿名のもの及び回答を希望されないものについては回答していない。現在まで10件来ているが、全て回答している。1件だけ、郵送で匿名の手紙が来ているが、それには回答していない。

5、広報紙や冊子「知って欲しい今年予算」を発行しているが、どれくらいの人が見ているのか、活用しているのか、アンケートをとってみてはどうか。我々には大変役立つ冊子だが、町民の方のどれくらいの人が活用しているのか。広報紙や「知って欲しい今年予算」は、時間をかけて編集しており、難しい内容となっている。特に「知って欲しい今年予算」は、配布直後に燃やすゴミなどと一緒に廃棄してあるのを見かける。住民の中から抽出してアンケートをとって、もっと見てもらえるようにするにはどうすればいいか検討するようにする。

6、外来種駆除は3年間実施してきたが、成果のほうはどうでしたか。ミシシippアカミミガメ、ミドリガメの捕獲は、ある程度結果は出たが、行動範囲が広く、1カ所で除去しても限界があることがわかった。広範囲で除去しないと効果が上がらない。対策を再検討する必要がある。

7、都市農村交流事業。春日市とだけ交流事業を進めているが、もっと発信して広範囲に募集してみてはどうか。3年間の補助事業が終了し、春日北小学校も、これ以上事業継続は無理とのことで、春日市のスポーツ少年団と交流を始めた。平成30年では、団体での受け入れを中断し、今年度から本当に農村との交流をしたい人を受け入れたい家庭にマッチングする事業に切りかえた。今後は、WAKKAとも協議し、春日に限らず、広く都市農村交流を進めていきたい。

企画課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

産業振興課、農業委員会。

1、RVパークの設置を行ったが、活用状況はどのような状況になっているのか。PRはどのようにしているのか。平成31年1月より運用しているが、月平均15件ほどの利用をいただいている。平均30%ほどの利用率となっている。広告は、インターネットのトラストパーク掲載のサイトに広告を掲載している。

2、耕作放棄地が存在しているが、農業委員会の対応はどのようにしているのか。毎年8月は、農地パトロール月間として集中的にパトロールを実施している。荒れた農地があれば、その都度、農地所有者に連絡を入れ、草刈りなどの指導を行うようにしている。なお、農業委員会は強制力がなく、指導どまりとなっている。

3、新規就農者の定着及び離農の状況はどうなっているのか。今まで、五十数名の新規就農者があり、離農者は3経営体で、2経営体は土地利用型、1経営体がイチゴ栽培農家であった。なお、平成30年度の離農者はいません。新規就農計画は、5年間の健全計画化を図られるよう、相談会を通じて行っている。また、就農後のフォローアップとして、年2回の就農状況の報告と現地調査を行い、定着化を図るようにしている。

4、資源循環農業促進研究委託とはどのようなものか。農事組合法人前牟田東で実施した実験で、廃菌床と廃おが、液肥を混ぜて堆肥化を行う実験であった。においがきつく、集落内で行うには無理があった。

産業振興課、農業委員会に関しては、委員全員が賛成され、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、現地調査は、新規就農者のイチゴ施設を視察し、現地ヒアリングを実

施したところであります。

建設水道課。

1、狭あい道路整備等促進事業は、まだ手つかずのところ、申請が出て順番待ちのところはかなりあるのではないかと。インフラ整備事業の予算が削られてきた。そのため、順番待ちのところも残っている。用地測量まで終わっているが、その後、予算がつかず、そのまま保留しているところもある。補助事業が5年延長されたので、早急に取りかかるようにしていく。狹隘道路は、まだかなり残っている。また、舗装の補修が必要な箇所も多々あり、同時に進めていくようにしたい。

2、集落内の小水路の整備がおくれているが、国営水路、県営水路の整備がほぼ終了したので、小水路の補修に取りかかりたい。

3、町道10号線自転車歩行者設置事業の進捗について、協議を進めていた3軒のうち2軒の方とは合意ができるところに来た。1軒を除いた部分について、工事を進めていく。審査終了後、町道10号線の現地視察、担当係長より説明を受け、早目の工事終了を依頼した。

建設水道課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

税務町民課。

研修費が不用額に計上してあるが、研修にはぜひ参加してほしい。窓口業務に支障を来す状況が生じたため不参加となったもので、ことしは参加している。

滞納繰越分は毎年減少していますか。確実に減少している。また、財産調査して、収納が見込めないと判断した分は欠損処理している。徴収係は、正義感と責任感を持って徴収率アップに努力していただきたい。ただし、身の危険にさらされることのないよう願います。平成30年度の町税の徴収率は96.

7%と、前年より0.1ポイント改善しましたとのこと。

税務町民課の管轄分に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

会計課。

国・地方公共団体の普通会計は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきた。単式簿記は、発生式の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できない。また、減価償却や引当金といった会計手続の概念がなかった。総務省が示した公会計制度における統一的な基準による財務書類の作成、固定資産台帳の整備が平成29年度まで完成するよう推進され、当町においても、住民や議会、外部への財務情報の開示、財政運営、政策形成や資産・債務管理、町の資産形成に関する情報の把握と分析、予算編成等や公共施設マネジメント等への活用、そのための基礎資料の整備と財務情報の分析と説明責任を果たしていくことを目的として、委託業務により整備を行い、今後の活用に向けて内容を分析している。

会計課に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議会事務局に関しては、質疑はありましたが、特段報告すべき質疑はなかったが、今年度の新人研修は大変ためになった。今後、研修に参加しやすくなるようにしてほしい。

議会事務局に関しては、委員全員が賛成され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第1次審査特別委員会に付託されました6課1局1委員会については、厳しい財源のもと、歳出削減の努力がうかがわれ、適正な予算執行がなされており、これからも活性化と効率化を期待するものであります。

また一方で、最も大切な住民サービスの低下にならないよう切に望むものがあります。

予算執行については、執行残による不用額が見受けられるので、事務処理については、予算計上時においての的確な把握と適宜減額補正をお願いし、執行計画及び状況を分析し、財政の有効活用を望むものであります。次なる予算編成と財政運営に生かされることを期待します。

交付率のよい事業への応募はもちろんのこと、取捨選択も必要であり、無駄な申請や予算の計上をなくすよう、財源の掘り起こしと身の丈に合った予算編成につながることを願うものであります。

最後に、議案第39号平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、第1決算審査特別委員会に付託されました所管課の全ての審査を終え、採決を行い、全委員原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、第1決算審査特別委員会の審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長　委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1決算審査特別委員会委員長、ありがとうございました。

それでは、第2決算審査特別委員会の報告に入る前に、上着のほう、暑い方は脱がれても結構ですが、委員長はそのまま着て、報告をお願いいたします。

それでは、第2決算審査特別委員会、益田委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 第2決算審査特別委員会に付託されました案件、議案第39号平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算認定についての当委員会の審査結果の報告を行います。

去る9月9日、10日、11日、3日間にわたり、健康課、こども未来課、学校教育課、生涯学習課、福祉課、税務町民課、環境課の順に、当委員5名が出席し、各担当課長、担当係長の出席、説明を求め、審査を行いました。

本会議の中で、一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果、さらに監査委員による決算審査意見書等で既に報告済みではありますが、詳細説明資料の提出を求め、審査を実施したところであります。

健康課の審査結果について。

施設の適正な管理運営を目的に、健康福祉センターを指定管理とすることにより、施設全体の効率的な維持管理が図られているとの報告を受けた。健康福祉センターにおいて、主に機械設備の改修や修繕工事などを行ったことにより、来客者が快適に利用できる環境が整ったとのことだったが、対前年比からの数字で見ると、入館者数、売り上げともに減少している。しかし、平成30年度決算では、管理運営委託料及び施設改修工事が抑えられ、努力がうかがえることができ、来年度に向けての来客数、売り上げ等の増加を期待したい。

健康棟の町外利用者が減り、その原因が会費の影響で減っているとの報告を受けたが、町内の利用者が年々増加していることが数字上明らかである。これは、本来の大木町民にとっての健康福祉の目的とした利用を成就していることであり、健康課の努力がうかがえる。施設に関しては、年々古くなり、経年劣

化が進めば改修・修繕費用がふえていくことは確実であり、事前に点検・メンテナンスができれば施設の延命措置を図ることができると思う。そのためにも、施設に管理用はしごの設置を希望した。大きな金額ではないが、清掃業務委託料の相見積もりをとり、少しでも安く仕上げるという行為は、小さいことではあるが、職員の意識向上を感じ取ることができた。

やすらぎ苑の隣接農地に係る補償費は、弁護士に相談し、今年度より支払わないという形になった。職員の前向きな行動により、ほかの課にいい意味で影響が出ることを望む。

2、こども未来課の審査について。

ひとり親家庭等医療対策費では、児童数がふえているにもかかわらず支給額が減少している。ある医療機関では、完治しない状態で、その後の来院がないという保護者もいるという報告を受けており、ネグレクトなどの懸念が生じるおそれもあり、町のほうでも管理を徹底してほしいという要望をした。

関連して、スクールソーシャルワーカー、家庭訪問ボランティア等の謝金に支払うべき予算も不用になっており、学校教育課で同じような内容の行事を行っているため不用になったとの説明があったが、児童虐待防止対策事業として予算を計上していることから、徹底した対策をするためにも予算を使用すべきだと判断する。

木佐木学童保育所の施設整備費4,549万を計上し、3月の予算審査では、今後の子供たちの減少が予測される中、多額の費用を投資することから、特に施設の利用について、将来を見据えた多角的な利用・活用ができる施設を要望していたが、決算審査では不透明な部分があり、学校教育課との連携を図っていただきたい。保育園の休日保育に関しては、利用者が特段にふえているわけでもなく、男女共同参画を推進している本町では、利用したいと思っている潜

在的な町民にもっとアピールしてもらいたいとの要望をした。

3、学校教育課の審査について。

学校給食共同調理場では、夏場は異常な暑さにより、劣悪な環境下で作業を行っているため、スポットエアコンの追加設備を要望している。こども未来課でも話したが、スクールソーシャルワーカーへの謝金が17万4,000円不用品になっており、こども未来課の不用額と合わせると40万円近い予算が利用されておらず、昨今の子供虐待、ネグレクトを考えると、子供たちを見守る意味で、改めて十二分な対応を望む。

被害田の補償費は、いまだ解決には至っておらず、粘り強く交渉していただきたい。

4、生涯学習課の審査について。

教育費負担の中で、町PTA連絡協議会32万円の予算の件で、大木町小中学校PTA連絡協議会との意見交換会があったが、全てがボランティアで協力してもらっている保護者の方には、日ごろ忙しい時間にもかかわらず、学校のためにと協力してもらっていることを考えると、この予算では少な過ぎる。委員会としても、10年近く、毎年、予算のアップを要望しているが、一向に変わらないのは残念でならない。ほかの市町村との均衡を図ろうとしているのはわかるが、本町もそれと同じにする必要はなく、本町独自の取り組みとして試みても問題はないと判断する。

県営住宅跡地広場整備工事は、4,500万の予算を投じ、不用額が150万円程度出ている。本年度、予算審査の時点で、地元町民に対する丁寧な説明をなされ、若宮広場も含めた総合的な使い方や安全性も再検討すべきとの意見が出されていた。しかし、十分なトイレも整備されず、町民の不満もあるようで、まだまだ課題が残っている状態である。若干見切り発車な部分が見受けら

れるが、今後の展開を期待する。

5、福祉課の審査について。

心配されていた配食サービス事業も軌道に乗り、安定しているとの報告を受け、安心している。

成年後見人報酬は、今年度は支出がなく、満額不用額が出ているが、高齢者に向け周知を図るとの回答を得ている。しかし、本来、成年後見人を立てる側は、高齢者に限らず、その高齢者の子供の年代に対して後見人制度の周知を図るほうが望ましいと提案している。

自殺防止対策講演会講師謝金に対して、中学校は行っていないとのことであったが、中学校のほうが大事な時期であり、必要であるのにもかかわらず、学校側からの要望がないとのことであった。これは、福祉課に限らず、学校教育課との連携を図り、講演会を開いてもらえるように働きかけることを望む。

介護用品給付サービス事業の関連で、本町は多子世帯の乳幼児に対しては、おむつ用ごみ袋を助成しているが、高齢者に対しても、おむつ用ごみ袋に対しての助成があってもいいのではと要望した。例えば、75歳以上の独居老人や要介護の方など、出費がかさむ世帯に対して助成するのはありがたいのではと思う。環境課と連携していただきたいと要望した。

いきいきサロンの補助金に関しては、予算内でおさめているものの、参加行政区が予算審査の時点で21行政区だったのが24行政区にふえ、目標の30行政区に近づいているというのは評価すべきところである。全体的に補正予算の増減を図りながら適切な事業を展開しており、評価すべき点が多い。

6、税務町民課の審査について。

本年度決算審査については、特に問題ないと判断する。

7、環境課の審査について。

平成30年度決算に限っては、ところどころ業務遂行が行き届かない部分が見受けられた。推測するに、原因としては人員不足と判断される。大木町の看板になり得る環境分野に対して、人員不足というのはいかなるものかと考える。本年度からは人員もふえ、業務に支障を来さないように期待したい。

おおき循環センターの視察者が右肩下がりになっていることに対して、YKクリーンとの連携を図り、視察者を増加させるとの報告を受けた。本町には、WAKKAにも宿泊施設ができ、アクアスの温泉、道の駅での飲食と、日帰りではなく、宿泊型ツアーで視察者を呼び込むのもいいのではと提案している。

全体的に感じたことは、自分たちでできることは自分たちで行うという、小さなことではあるが、職員の意識向上を感じ取ることができた。意識を変えることが、一番予算を使わず、一番効率を図ることができると思う。

しかし、3月に行われた予算審査特別委員会で、委員長報告を改めて見直したところ、各事案に我々議会からの要望、切望、努力をお願いしていることが多々あった。しかし、残念なことに、そのお願いしている要望に対して、実現しているのはほとんどなく、その努力すら見られない事案もあった。中には、10年近く同じ内容を提案し続けているにもかかわらず、今と全く変わっていないというのは、我々議会からの要望は意味をなさないということと同じである。あくまで、町民の代表として負託をいただいている議会からの要望というのは町民の声であり、意味をなさないということは、本当に町民のための方向を向いて仕事をしているのか、どの方向を向いているのかと疑問が残る。

無理難題を申し上げているつもりはない。確かに、予算を上げ、仮に失敗につながってしまうというおそれもあり、予算を計上しないということは拝察する。しかし、毎年同じことを言われ続け、次年度にはまた同じ質問が来るのがわかっているにもかかわらず、その場だけを乗り切れればいいという雰囲気

つくり、町民のためになっていないことを考えると、予算を執行した執行部の自己満足になっていないか。

少々きつい言葉になったが、この決算審査で同じことを言われ続ける執行部のことを考えると、責任を負いたくなく、石橋をたたき過ぎて渡れなくなってしまうと思う。勇気ある決断で、責任は上司がとるという思い切った政策、そして体制が望ましい。議会もそれを承認するということは、我々にも同じ責任が生じ、軽い発言として捉えるのではなく、一町民の声として捉えていただきたい。行政と議会が同じ責任を持ち、両輪がうまく回らないことには、町政の発展にはつながらないを考える。来年の予算審査時に今回の要望がどういう結果になっているのか、大変期待するところである。

以上で、第2決算審査特別委員会に付託されました所管課の全ての審査を終え、平成30年度大木町一般会計歳入歳出決算については、原案どおり認定すべきものと、全員賛成により決定したことを報告します。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2決算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第４、議案第３９号平成３０年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第３９号平成３０年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。再開を１０時４５分といたします。

休憩 １０時３０分

再開 １０時４５分

議長　それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。日程第５、議案第４０号平成３０年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第６、議案第４１号平成３０年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第４０号、議案第４１号については一括議題といたします。

本案は、去る９月５日に第２決算審査特別委員会に付託されておりましたので、第２決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長　本会議において第２決算審査特別委員会に付託されました議案第４０号平成３０年度大木町国民健康保険特別会計決算について、審査結果の報告をします。

歳入決算額は１６億７，９７７万５，５０９円、歳出決算額は１６億９，８５３万５，８５１円であり、１，８７６万３４２円の赤字決算となっている。歳入においては、収入未済額が４，９１１万７，３６７円で、今年度も赤字決算となり、歳入不足を補填している。この滞納については、滞納繰越分の収納率は２３．３％、現年度分の収納率は９５．１％となっており、昨年度よりは減少しているものの、未収納金の回収に努力してもらえよう期待する。今後

も、国民健康保険料率は増加傾向にあり、医療費抑制のための保健事業を実施し、適切に対応していくことを望みます。

以上、審査結果、平成30年度大木町国民健康保険特別会計決算は原案のとおり認定すべきものと、全員賛成により決定したことを報告いたします。

続きまして、議案第41号平成30年度後期高齢者医療特別会計決算について、審査結果を報告します。

歳入決算額は1億7,727万1,736円、歳出決算額1億7,090万8,316円であり、636万3,420円の黒字決算となっている。実質収支は黒字となっているが、後期高齢者医療制度が始まり、広域連合が運営していくことになったが、平均年齢の伸び率による高齢者の増加などにより、今後もあり一層の厳しい財政運営が予想される。

特段の質問はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算について、審査結果の委員長報告といたします。

議長 委員長の報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第2決算審査特別委員会、益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第40号、議案第41号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第5、議案第40号平成30年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第40号平成30年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第41号平成30年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決も起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第41号平成30年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案は、去る9月5日に第1決算審査特別委員会に付託されておりましたので、第1決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 第1決算審査特別委員会に付託されました議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査結果の報告をいたします。

去る9月10日、議会会議室において、建設水道課課長補佐、水道係長の出席のもと、委員全員参加により、詳細な説明を受けて慎重に審議を行いました。

水道の配水、給水状況については、年間配水量が約117万8,000立方メートル、前年度に比べ0.3ポイントの減となっております。

また、給水人口は1万4,065人、有収水量は111万5,000立方メートル、配水量に対する有収率は94.7%で、対前年度比0.5%増加しています。

また、平成30年度の年間総配水量は117万8,000立方メートルで、

1日総配水量は3,897立方メートルで、前年度より16立方メートル減少しています。

福岡県南広域水道企業団からの本町1日の基本水量は3,800立方メートルで、超過分については久留米市から分水を受けています。

おいしい水の安定的供給は当然のことながら、水道料金については、町民にとって最も日常生活に綿密なものであるから、事業経営の効率化、経済性の追求に努められ、低料金で提供できることを切に要望しました。

最後に、第1決算審査特別委員会に付託されました案件、議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について審査を終え、採決を行い、全員原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、第1決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

第1決算審査特別委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第7、議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第42号平成30年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、議案第46号町道の路線の廃止についてを議題といたします。

本案は、去る9月6日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、総務建設産業常任委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 令和元年9月議会、道路廃止について、委員長報告をいたします。

町道の路線の廃止について。

令和元年第4回大木町議会9月定例会に提案されました議案第46号町道の

路線の廃止については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る9月10日の日、建設水道課長、課長補佐及び係長による書類審査と現地調査を実施いたしました。その結果を報告いたします。

委員会として現地調査を行い、詳しく説明を求めたところであります。

廃止する路線は、土地改良事業時に整理されず、取り残されたもので、現在では道路のていをなしていない状況です。

審査の結果、原案のとおり道路の廃止をすべきと判断いたしました。

総務建設産業常任委員会に付託されました議案第46号町道の路線の廃止については、全委員が原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

総務建設産業常任委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第46号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第 8、議案第 4 6 号町道の路線の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。

日程第 8、議案第 4 6 号町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第 4 6 号町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 4 7 号町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案は、去る 9 月 6 日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、総務建設産業常任委員会委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 町道の路線認定について、委員長報告をいたします。

令和元年第 4 回大木町町議会 9 月定例会に提案されました議案第 4 7 号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る 9 月 1 0 日、建設水道課長、課長補佐及び係長による書類審査と現地踏査を実施しました。その報告をいたします。

認定しようとする２路線は、他の町道と接続するもので、記載の物件２件です。現地の実測調査を行った結果、記載の要件、町道認定要件、いずれも満たしておりました。

路線番号１６４４については、周囲に残地が残されており、草刈り等が必要になると思われる。開発者に草刈り等、管理の徹底を指導するように求めた。

新しく開発された場所で、審査の結果、原案のとおり町道の認定をすべきと判断いたしました。

総務建設産業常任委員会に付託されました議案第４７号町道の路線の認定については、全委員原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長　委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

総務建設産業常任委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第４７号について討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第 9、議案第 47 号町道の路線の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。

日程第 9、議案第 47 号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第 47 号町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10、賀詞の奉呈についてを議題といたします。

お諮りいたします。天皇陛下のご即位をお祝いし、本会議として天皇陛下に賀詞を奉呈したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。

次に、奉呈いたします賀詞については、お手元に配付しております案文のとおり議決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

ただいま議決いただきました賀詞は、議長において速やかに奉呈いたします。ご了承願います。

それではここで、水害時における合併処理浄化槽逆流防止対策について、12番、中島宗昭君から緊急質問の申し出があります。

中島宗昭君の水害時における合併処理浄化槽逆流防止対策についての緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

中島宗昭君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。よって、中島宗昭君に水害時における合併処理浄化槽逆流防止対策についての質問を許します。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　どうもご同意ありがとうございました。

これは、7、8月の水害時において、合併浄化槽の排水管よりもクリークや排水溝の水位が高くなり、逆流をして、トイレ、風呂の使用ができなくて困ったと、町としてはどのような対応をしていただくかと、数人の被害者の方から、

ちょうど私と徳永議員とおる中で話を伺いました。

そういったことから、今後も異常気象、天候不順が続く中で、今後も水害の発生が危惧されるということから、今後の対策が必要であると思われることから質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

一応、文教のほうでの決算審査の折に、環境課のほうにはちょっと話をされたということでございますから、ちょっとした簡単な質問をさせていただきたいと思います。

ことし、2回の災害時、発生の中での対応状況ということで、被害件数は何件くらいあったのか。

それから、被害世帯に対する修理・改善対策は万全であったのか。

それから、今後、設置予定者に対して、また被害のなかった設置者等に対して、被害の可能性、防止対策の周知徹底を図る必要はないのか。

この3点について担当課長にご質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 12番、中島宗昭議員のご質問に対し、お答えさせていただきます。

台風や集中豪雨などにより被災されました方々が、被災前のふだんの生活にいち早く戻っていただく場合につきましては、被災後の災害ごみの撤去あるいは自治体側の早急な受け入れ、また、し尿等処理設備の復旧が必要でございます。

議員ご質問の災害時における浄化槽の早急な復旧支援活動につきましては、現在、合併処理浄化槽維持管理協会と連携いたしまして行っておるところでござ

ざいます。

ここで、ご質問の7月あるいは先月8月の修理状況につきましてご説明申し上げますと、先々月7月につきましてはゼロ件、8月後半の集中豪雨に関しましては4件というふうに伺っております。

今後の大雨等の災害時の対策といたしましては、逆流防止弁等の設置あるいは送風機等のかさ上げなど、その他よりよい方法につきまして、ただいま事務局会において検討を重ねておるところでございます。

今後につきましても、災害発生時に備えまして年4回ほど開催をしております合併処理浄化槽講習会時におきまして、自己管理方法等について情報提供を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

あわせて、災害時に的確にこれからも対応できるよう、災害対応力の向上につきましても、県主催により市町村の職員を対象に研修が行われております。これからも災害に対する対応力の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、12番、中島宗昭議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 水害時における合併処理浄化槽逆流防止対策についての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 被害者が4件ということで、少なかった、功を奏したといえますか、それはそれでいいんですけれども、浄化槽を設置したその設置者が管理責任があるということでお聞きいたしました。いろんな、異常な虫の発生とか、いろんな逆流、そういったことでの災害であれば、委託者である私たち個人で、立花商事であれば立花商事が後のきちんと管理をしてくれると、後の後

始末といいますか、維持管理協会に加盟しているメンバーは、維持管理協会がそういったメンテをやるということが基本になっているようでございますので、そのあたりは、町としても、環境課として維持管理協会と連携を密にして、なるべく被害が少なくなるように、またいろんなことでトラブルがならないようによろしく願いしておきます。ありがとうございました。

議長 じゃ、意見として、環境課長、承っておってください。

何か補足がありますので、答弁を許します。境町長。

境町長 浄化槽の水害時に使えなくなるという問題だと思いますけれども、先ほど課長が説明したのが、4件というのがどういう状況の故障の説明をしたのか、ようわかりませんけれども、恐らくフロアが水につかるというようなことじゃないかなというふうに考えております。

それ以上に、浄化槽の排水よりも水位が高くなった場合、逆流してきて、その浄化槽がいっぱいになって台所とかトイレを使えないという、この事例は結構たくさんあると思います。まだたくさんあると思います。

私、実際、今回の8月の豪雨でそういう相談を受けまして、浄化槽維持管理協会と私も直接話をしまして、逆流防止弁というのを協会のほうで検討しておりましたので、その分を試験的にまずつけてみようということで、被害に遭われたところに早速つけていただいているというような状況です。

ただ、それは、あくまで大水になったときに逆流してくる水はカットするけれども、浄化槽があくまで使っていっぱいになるまでの措置で、いっぱいになってしまうと、またあふれてしまっても使えなくなってしまうという、そういうような形になってきます。

根本的な解決にはなりませんけれども、とりあえずその逆流防止弁が3,000円弱ぐらいでできると。それについては、全く無料にしまうと、またつける個数とかも不必要に多くなることもありますので、とりあえず半額補助ぐらいでやろうということで、今、協会のほうでは検討していただいているところです。そんな大きな負担じゃないので、一時的な部分であれば、それで少し緩和できるんじゃないかというふうに考えています。

それと、根本的な解決策としては、やはり排水周りで、排水の距離が長くなると、勾配をとって浄化槽の受ける深さが深くなってしまいます。そうなってくると、当然その排水するときに逆流しやすくなりますから、かさ上げが大きくなるとどうしてもそういうふうな状況になってくるので、そこら辺のところを設置するときにやっぱり地権者によく説明をすると。

どうしてもその一定深く埋設する必要があるときは、一時ポンプアップをして、貯留して強制排水するという、そういうような形をとらないと、今後、クレークの堀の水位が上昇してくるたびに使えなくなってしまうと。かなり、今回の8月の大雨で使えなくなった家庭も恐らく多かったんじゃないかな、一時的であれ多かったんじゃないかなと思っているんで、その対策は、とにかく関係課を通じて協会のほうにお願いしてやっていただきたいと。

あと、中島議員が言われました維持管理協会が、今、管理責任を全部譲渡で受けています。ですから、浄化槽の管理についての責任は、会員は、今、大体92%ぐらい入っていただいていますけれども、基本的に協会が責任を持つ。ここのシステムのいいところは、協会が責任持っているけれども、やっぱり使用者と一緒に適切な使用をやっていこうという、そういうことで講習会とかも実施をしていただいていますので、そういうところでそういうような困り事等も積極的に聞いていただいて、改善していくようには、担当課を通じて指導し

ていきたいと。

ちなみに、ブローは、今、無償で使ってもらっています。基本的に、故障したときは協会が無償でもう取りかえるという形をとっているんで、設置者は、そういう面ではかなり負担が少なくなっているんじゃないかなと思っています。

すみません、ちょっと以上、つけ加えて答弁させていただきました。

議長 よろしいですか。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開をいたします。

以上をもって、緊急質問、水害時における合併処理浄化槽逆流防止対策についての質疑を終結いたします。

日程第11、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ

とにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第１２、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７２条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第１３、諸般の報告を行います。

議員派遣の件１３件について、大木町議会会議規則第１１８条の規定により、議長において許可をいたしておりました。

お手元に配付いたしておりますとおり、その結果について派遣議員より報告があつておりますので、ここに報告といたします。

次に、お諮りいたします。本会議において議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任され

たいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第14、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、6番、北島好昭議員、7番、益田隆一議員、お二人を指名いたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第4回大木町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 11時20分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

6 番 北 島 好 昭

7 番 益 田 隆 一